

## 第4章 防災計画

## 1. 防火、防犯対策

## (1) 防火管理計画

重要文化財旧美敷水源地水道施設は、防火対象物（文化財）に該当するが、消防法第8条1項の政令で定める防火対象物（消防法施行令第1条3項）に該当しないため、防火管理者の設置・消防計画の作成等は義務付けられていない。

また、消防法施行令第21条により、自動火災報知設備の設置は義務づけられているが、鳥取消防署と協議した結果、消防法施行令第32条の特例規定に該当することから、自動火災報知器・消火器の設置も特に必要とされない。

## ア 火災時の安全性

- ・当該文化財（建造物）の燃焼特性  
貯水堰堤、各濾過池制水井上屋、接合井上屋、量水器室等建造物は、非木造建造物であり燃焼特性は低い。基本的に無人で火気等の使用もないため、火災の発生の恐れは著しく低い。
- ・延焼の危険性  
各建造物に近接する建物は無い。また、周辺山林地との離隔距離は充分にあり、建造物の燃焼特性も相まって、延焼の可能性は極めて低い。

## イ 防火管理計画

アにあげた特性を踏まえ、所有者である鳥取市が自主的に防火管理にあたる。担当部局は教育委員会文化財課及び水道局総務課とする。

建造物保存修理工事及び活用計画に基づく整備工事が完了し、公開を開始する際には、防火体制を見直すものとする。

- ・予防措置

## ①火気の管理、安全対策

文化財指定地内において、原則として火気の使用は控え、防火に十分留意する。

## (2) 防犯計画

## ア 事故防止のための措置と、今後の対処方針

- ・月1回程度定期的な巡回を行い、異状がないか確認する。
- ・案内板等に連絡先を明示し、万一の際の連絡方法を確立する。

## (3) 防災設備計画

## ア 設備整備計画

## ①火災警報設備・避雷設備・消火設備

- ・現状で特に必要としない（消防法施行令第32条に該当）。

## ②防犯設備

- ・制水井上屋等建造物の扉は、修復の上、原則として施錠する。
- ・案内板に連絡先（鳥取市教育委員会文化財課）を表示し、異状があった際の連絡先を明示する。

## ③避難経路

- ・旧管理道を踏襲する形で道路を整備し、避難経路として活用する。
- ・車両の進入が可能な範囲を、避難経路とあわせて案内板で明示する。

## イ 保守管理計画

- ・定期巡回の際に、案内板の表記や避難経路の状況を確認する。

## 2 防災上の課題

### (1) 当面の課題と今後の対処方針

指定地を含む地域は、貯水堰堤の補強改修に先立ち砂防指定地に含まれているが、堰堤の用途転換・整備に伴い、下流域への洪水や土砂の流出の恐れは少ない。また、倒木や流木による貯水池内への影響は見られない。

貯水池廻りは電話等の通信手段が未整備であり、見学者等の事故・急病に対処することは困難である。

なお水道記功碑は、現在も稼働している長田山配水池の敷地内にあり、一体として管理されているため、防災上の問題はない。

### (2) 周辺樹木の管理

倒木等により文化財等に被害を及ぼすことのないよう、適正な管理に努める。

該当区域		現状(対応)
貯水池廻り	水源開設時から残る針葉樹林	枯損木の処分や、見通しを阻害している樹木の伐採等を行い適正な景観を維持する。
	その他の山腹地にある樹木	
濾過池周辺	濾過池東側山腹地の樹木	適宜伐採等を行い、現状の景観を維持する。
	旧事務所跡周辺樹木	特に枯損した樹木や病虫被害は見当たらず、下枝の剪定整理・除草等、現状維持に努める。 見通しの阻害等、活用計画に進捗に際して支障がある樹木は適宜撤去を行う。
	右岸堤防沿い、並びに農道沿い樹木(サクラ)	既に成木に達し、老木化している樹木が大半を占める。適正な維持管理をはかり、必要に応じて現状維持のための更新を行う。
	貯水堰堤下流の流路工左岸側樹木(サクラ)	砂防管理区域内にあたるため、管理者(鳥取県)と協議の上、適正な管理を図る。
その他	水道記功碑敷地	現状の景観を維持し、必要に応じ除草などを実施。



貯水池右岸見学路沿い  
(見通しの確保)



砂防堰堤右岸側(伐採)



濾過池東側法面(伐採)

### 3. 耐震・耐風対策

#### (1) 被害の想定

制水井上屋等の建造物については、健全な状態であれば一定の耐震性をもち、いずれの建物も内部に滞留することがないため、地震による被害の想定はない。

貯水池堰堤については、平成4年度～10年度に砂防堰堤として改修を受けており、同じく地震による被害の想定はない。

管理橋（事務所前人道橋・岩ヶ平人道橋）については、健全な状態であっても現行の橋梁基準を満たしていないため、地震の際に損傷する可能性がある。岩ヶ平人道橋については外観展示のみとして通行禁止とし、事務所前人道橋については修理の際に安全性を確保した。

鳥取水道記功碑については、通常周囲が無人であり、昭和18年の鳥取大地震等による被災歴もないことから、地震による被害の想定はない。

門柱・石造擁壁についても、鳥取大地震等による被災歴はなく、被害の想定はないが、経年劣化等による耐震性の低下も考えられるため、保存修理工事の際耐震性能を確保した。

平成29年度に台風により、見学路の一部に損傷があったが、同年度中に復旧工事にて対応した。

### 4. その他の災害対策

#### (1) 予想される災害

豪雪の際、積雪による制水井上屋建造物の屋根や壁が破損する可能性がある。

豪雨による災害は大正7年以降記録がなく、貯水池の水位が大きく下がっている現在は被害の想定はない。

イノシシ、シカなどの野生動物が多く生息している地域であるため、獣害により文化財が毀損される恐れがある。

#### (2) 今後の対処方針

建造物の状態を確認し、積雪時の雪下ろし等必要に応じて対策を講じる。獣害については、定期的な見回りを行い必要に応じて対策を講じる。

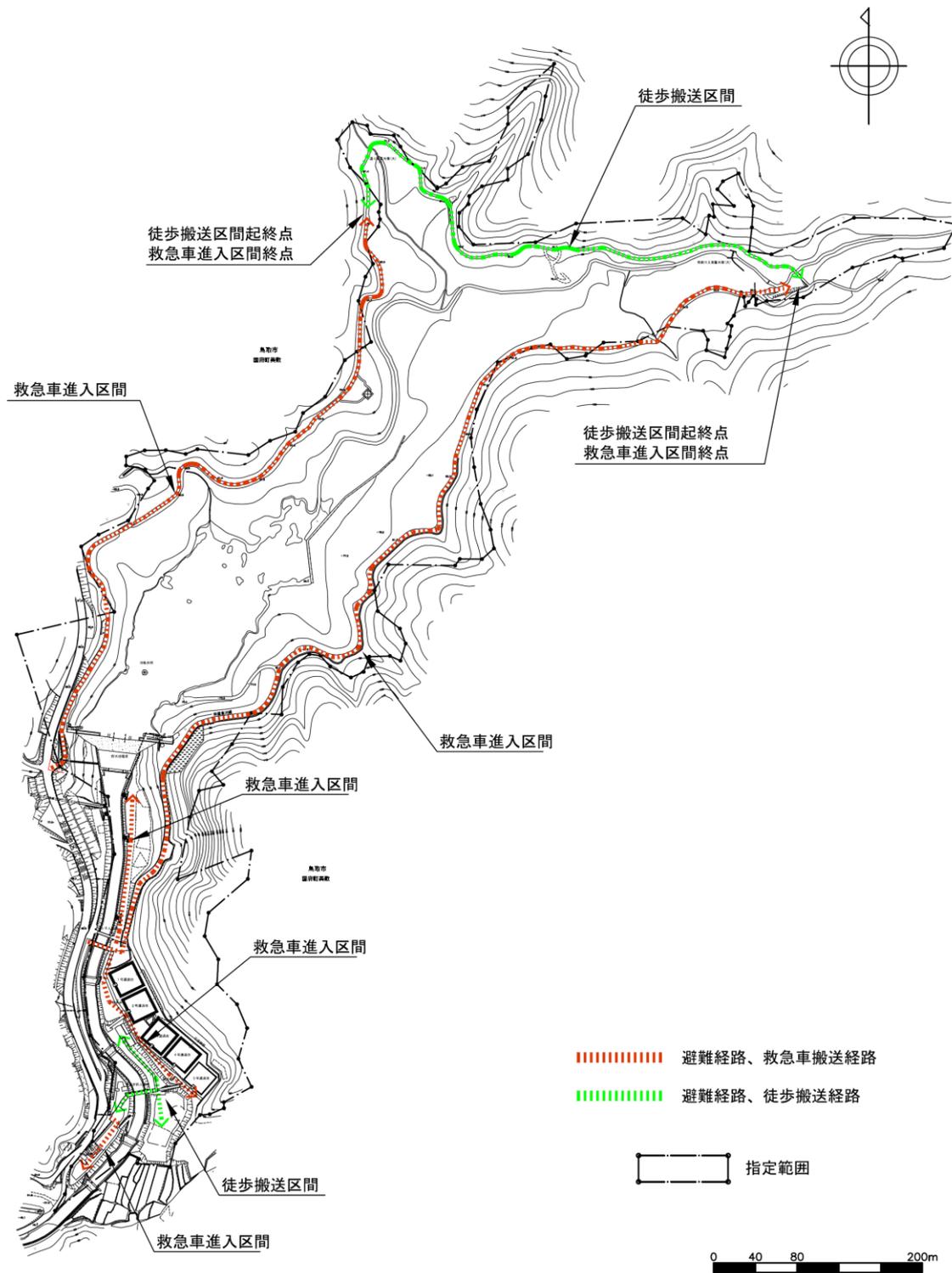


図 4-1 避難経路計画図